

お客様各位

山形中央信用組合

## 「ノーネクタイ等の勤務時の服装自由化」 実施へのご理解について

当組合では勤務時の服装について、ビジネスウェアを基本に、女性職員には制服を貸与する等の対応をおこなってまいりました。

今後は、お客さまに不快感を与えず、それぞれの業務に相応しい清潔感がある服装に配慮しながら、通年ノーネクタイとし、ビジネスウェアや、ビジネスカジュアルウェア（ジャケット等）などの服装を自主的に選択することを可能として、女性職員の制服は廃止することとしました。

これに伴い、お客さまと応対する際の役職員の服装は原則、略式となりますが、服装に関しましてはお客さまの失礼とならないよう努めてまいります。

また、資源を有効活用する観点から、令和4年3月末までは制服の着用を認めているため、この間は制服着用者が混在することとなりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 目的

##### (1) 活力ある組織づくり

男性はビジネススーツで女性は制服を前提とした長年にわたる服装の慣習を見直すことにより、自由闊達で開放的な職場を志向し、活力ある組織風土づくりを図ります。

##### (2) 組合イメージの向上

金融機関の堅いイメージを払拭し、親しみやすさの向上を目指します。

#### 2. 実施日

令和3年4月1日（木）から